

審 査 基 準

農地等の権利移動の許可　：　農地法第3条第1項（昭和27年法律第229号）

- 1　農地法第3条第1項の許可に当たっては、同条第2項各号に該当しないか、又は同条第2項第2号及び第4号に係る部分に限り同条第3項の適用を受ける場合に同条第3項各号すべてを満たすかについて審査する。
- 2　審査に当たっては、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第11条各号の事項について審査する。
- 3　農地法第3条第2項各号に該当しないかどうかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。
 - (1) 農地法第3条第2項第1号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　3　法第3条第2項第1号の判断基準」
 - (2) 農地法第3条第2項第2号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　4　法第3条第2項第2号の判断基準」
 - (3) 農地法第3条第2項第4号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　5　法第3条第2項第4号の判断基準」
 - (4) 農地法第3条第2項第5号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　6　法第3条第2項第5号の判断基準(1)及び(2)」
 - (5) 農地法第3条第2項第6号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　7　法第3条第2項第6号の判断基準」
 - (6) 農地法第3条第2項第7号
平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」別紙1「第3法第3条関係　8　法第3条第2項第7号の判断基準(1)」

4 農地法第3条第3項各号すべてを満たすかの審査に当たっては、法令の定めによるほか、次に掲げる基準による。

平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」

別紙1「第3 法第3条第3第3条関係」中、「9 法第3条第3項関係(2)法第3条第3項の判断基準」又は「10 法第3条第3項の事務処理基準」

5 3ないし4に規定するもののほか、次に掲げる通知を考慮して審査する。

(1) 平成12年6月1日農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」

別紙1「第1 全般事項」又は「第3 法第3条関係」中、「1 法第3条の許可対象」
ないし「2 法第3条第2項ただし書きの許可基準」

(2) 昭和27年12月20日農林事務次官通知「農地法の施行について」

記 第1 農地法第3条関係の事項

(3) 昭和37年7月1日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」

記 第4 農業生産法人以外の法人の農地等の権利取得の事項

(4) 昭和45年9月30日農林事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」

記 第3条関係の事項

(5) 昭和50年1月24日農林省構造改善局長通知「国土利用計画法の土地の取引規制と農地法第3条、第5条の許可との調整等について」

別記 第1 農地法第3条関係の事項

(6) 昭和55年8月29日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」

記 第3 農業生産法人に係る要件についての改正の事項

(7) 平成5年8月2日農林水産事務次官通知「農地法の一部改正について」

記 第2 農業生産法人の要件についての改正の事項

(8) 平成9年3月24日農林水産省構造改善局長通知「農業生産法人の行い得る事業範囲の明確化等について」

(9) 平成13年3月1日農林水産事務次官通知「農地法の一部を改正する法律の施行について」

記 第2 農業生産法人の要件についての改正及び第3 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置の事項